

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の
在り方に関する調査研究協力者会議議論のまとめ 素案
パブリック・コメントにおける意見

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 議論の背景と前提について	<p>文章が長すぎて全体が把握しづらいため、章立ての順番を以下のように入れ替えるべきではないか。</p> <p>1. 前提、2. 背景、3. 本論(議論のまとめ)、4, 5. 各論(具体的に求められる対応)</p> <p>特に地方自治体、地域住民、保護者、運営協議会、児童生徒の全体に関わる部分について、関係者への周知徹底が求められると思われるので、できる限り箇条書きや、具体例として、示すべきではないか。</p>	<p>人口減少等の背景があつての本議論になるため、現在の構成のように、背景と前提はセットで論じた上で、議論のまとめや改訂の方向性についてまとめるという構成としています。</p> <p>なお、手引の改訂の際、一文の長さについては、できる限り簡潔になるよう努めます。</p>
	<p>12から18学級が適正であれば、1学級の児童数を減らし1学年複数学級を担保すればよいのではないか。また、交通事情など危険と隣り合わせのため歩行時間だけではない視点も必要ではないか。大規模校の抱える問題についても整理をすべきではないか。</p>	<p>学級数については、学校教育法施行規則において、標準の学級数は定めているものの、当該基準は弾力的・大綱的な規定であり、地域の実態に応じた対応が可能となっています。全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成すること等は引き続き望ましい観点として変わらないものと考えております。通学時間と大規模校については、平成27年の前回の手引においても扱われております。</p>
	<p>持続可能な学校制度を維持するためにより厳しい現状認識が必要であり、学校の標準規模の基準として、12学級というのは下限としてもはや適切とはいえなくなっているのではないか。学校現場の変化をふまえ、学級数の適正規模の基準(学校教育法</p>	<p>学級数については、学校教育法施行規則において、標準の学級数は定めているものの、当該基準は弾力的・対抗的な規定であり、地域の実態に応じた対応が可能となっています。全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を</p>

	<p>施行規則等) を改正すべきではないか。</p>	<p>超えた集団を編成すること等は引き続き望ましい観点として変わらないものと考えております。</p>
	<p>議論の中心が行政・施設効率・地域維持の視点に偏りすぎており、これから教育を受ける子供たちの本質的な視点が欠如していないか。</p>	<p>学校の適正規模・適正配置の検討は、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心であることは原案においても記載しております。</p>
	<p>実際に統廃合を免れなかった、統合される側からの意見を聴取したことはあるか。本協力者会議設置紙には、「必要に応じ、別紙以外の者の協力も得て」とあるがどういった方に意見聞いたのか。</p>	<p>本会議の中では、実際に統廃合を進められた自治体等より、検討プロセス等を発表いただいております。これまでの会議の開催実績（議事録や配布資料等）は、すべて文部科学省のHPにて公表をしておりますので、詳細はそちらを御覧ください。</p>
2. 議論のまとめの位置付けと基本的考え方について	<p>「現在化」というワードについて、適正規模・適正配置を考えたうえで将来を見る必要があり、今と将来を包含するワードとすべきではないか。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、修正を行います。</p>
3. 平成27年手引きの改訂の方向性について	<p>学校の標準規模・適正配置について、より危機意識を持つための表現を加筆すべきではないか。</p>	<p>人口減少を背景とした検討の必要性についてはすでに記載されており、その観点を踏まえて原案では地方公共団体における検討については結論を先送りしない姿勢も重要であることを明記することが必要と記載されています。</p>
	<p>「全国的には児童生徒数の減少が課題となっている状況ではあるものの、都市部の特定の地域など、一部の市町村においては児童生徒数が急激に増加して対応が迫られ、または、学校統合に伴って大規模校となるケースが見られるところである」の一文は、接続詞である「または」が何と何をつないでいるのか読み取りにくいいため、修正すべきではないか</p>	<p>御指摘の点を踏まえて修正を行います。</p>

。		
	<p>「ゲリラ豪雨等新たに考慮すべき事象」と記されている箇所について、通称であるため、「局地的な大雨」や「集中豪雨」など、正確な呼称に修正するべきではないか。</p>	<p>御指摘の点を踏まえて修正を行います。</p>
	<p>(合意形成についての基本的な考え方等)では、「過程を大切にした対話や議論が必要である」と記しているが、市町村の学校教育政策の担当者にとっては抽象度が高過ぎて、参考にしづらい表現ではないか。</p>	<p>過程を大切にした議論についての具体的な記載はその直後記載しています。</p>
。	<p>(合意形成についての基本的な考えかた等)の「過程を大切にした対話や議論が必要である」について、誰もが安心して意見を表明できる環境づくり議論の種類として、ワークショップ等と例示すべきではないか。</p>	<p>「対話や議論」という表現に御指摘の趣旨も含まれています。</p>
	<p>「対話・議論の段階に留意しつつ、具体的な実現イメージを関係者に提示して」について、複数ある選択肢の中から考えられるような趣旨を追記すべきではないか。</p>	<p>原案で記載のとおり合意形成に当たっては「単に情報提供を行う場を設けるだけや学校の統廃合の是非だけを問うといったことではな」と考えていますが、検討の段階や状況等によって適切な内容は変わりますので、選択肢を必ず設けることを求めることは適切でないと考えています。</p>
	<p>(合意形成についての基本的な考えかた等)の「これからの地域の在り方がどうなってほしいか」について、コミュニティを意識すると人とのつながりをイメージできるような趣旨を追記すべきではないか。</p>	<p>「地域の在り方」という表現に御指摘の趣旨も含まれています。</p>
	<p>教育の質と持続可能性を確保する観点から、義務教育9年間を一体で設</p>	<p>学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、児童生徒の教育条件</p>

<p>計できる小中一貫校を基軸に再編方針を整理すべきではないか。</p>	<p>を中心に、各地域の実情を踏まえて行われるべきものであり、学校の形態等含めて、各市町村等において適切に判断されるべきと考えます。</p>
<p>統廃合することで学校が消えた地域はより少子化が進む危険があるものの、スケールメリットの効果を得るために適正化は必要だと考える。</p>	<p>今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>統合による効果検証や課題検証こそが重要であり、統合後の追加調査を行うべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、過去の学校の適正規模・適正配置の取組に関する効果や課題を整理することを促す修正を行います。</p>
<p>統合後における児童生徒等へのアンケート等を通して、学校規模・配置の適正化施策について、成果と課題の検証をPDCAサイクル、さらには一歩踏み込んでOODAサイクルで行う必要がある。</p>	
<p>「周辺情報を含め広く関係者に提供する必要がある」について、行政の持つ情報は膨大であり、職員は行政用語を頻繁に使われることも多いため、情報提供する場合は、かみ砕いて易しくし、わかりやすく提供することが重要な旨を追記すべきではないか。</p>	<p>分かりやすい情報提供の重要性について修正を行います。</p>
<p>意見聴取の方法について、具体的に未成年者の意見を聴取する方法が示されていないではないか。公教育は民主主義教育の場でもあり、子供たちの意見を汲むことが大切ではないか。</p>	<p>こども基本法の所管省庁である子ども家庭庁が都道府県等宛てに方法等について通知を出していますので、御指摘の点を踏まえて修正を行います。</p>
<p>こどもや若者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることについて記載されているが、単なる手続きとして子どもを参加させるのではなく、目的を明確する修正をすべ</p>	

	<p>きである。</p> <p>(合意形成における中長期的かつ計画的で丁寧な議論) で用いられている「ロードマップ」は、最終的な「結論」が用意されていることや「既定路線」があることを感じさせる用語でもあり、「結論ありき」、「予定調和」、「既定路線」のプロセスを助長したり正当化したりしないよう、言葉の意味合いを補足すべきではないか。</p>	<p>「ロードマップ」の趣旨を明確にするための修正を行います。</p>
	<p>合意形成における検討について、「結論を出すことを先送りしない時間軸を設定」することは先送りにしない対象を「結論」単独ではなく、「議論への着手」及び「解決策の導出」の双方に変更すべきではないか。</p>	<p>御指摘の箇所における「結論」には「解決策」も含まれます。</p>
	<p>合意形成における検討について、「結論を出すことを先送りしない時間軸を設定」することは住民との対話が不十分のまま判断することにつながりかねない。</p>	<p>結論を出すことを先送りにしない時間軸を設定したうえで、丁寧に對話的な議論を行うことが必要であり、原案では十分な対話については、「合意形成についての基本的な考え方等」においても、対話・議論を深めることの重要性を記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>学校施設の複合化については、教育的意義やメリット、事例の紹介も追記すべきではないか。</p>	<p>学校施設を複合化・共用化することのメリット等は平成27年の手引において扱われており、原案においても、教職員の業務負担の軽減を考慮した管理体制の工夫が可能になる旨をすでに記載しております。</p>
	<p>各自治体が地域特性や気象条件を考慮してスクールバス運行の是非や方法を判断できるよう、追記すべきではないか。</p>	<p>スクールバスの安全の確保については重要と考えますが、この手引は通学についての安全の確保についての手引きではなく、すでに児童が安</p>

	<p>学校統合に伴うスクールバスの運行について、「児童生徒が過度な負担なく」といった文言を追記するべきではないか。また、安全面について「スクールバスや路線バスの運行自体の安全確保」等の趣旨を追記するべきではないか。</p>	<p>心・安全に通学できる環境を確保することについて記載していますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>授業の一部をリモートで行えるようにし、適切に職員の減員や学校の統廃合を図るべきではないか。</p>	<p>特に義務教育段階の授業は、単に知識を伝達するものではなく、児童生徒と教師、児童生徒同士が直接触れ合い関わりあう中で、対話や協働、学び合いや教え合い等を通じて学習する場であり、対面で行うことを原則とすることが重要です。</p>
	<p>学校の適正規模・適正配置において、オンライン授業の活用も有効な方策であり、小規模校や分校を残すための1つの方策として「オンラインによる35人以下での双方向授業を基本的な授業形態の1つとして認め、これらの受講者を1つの学級とみなす」ことを制度化すべきではないか。</p>	
	<p>廃校をコミュニティセンター等とする際の支援員等の配置の視点を追加すべきではないか。</p>	<p>廃校の活用方法は自治体ごとに状況も様々であり、本会議の議論のまとめとして一律に方向性を示す性質のものではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>(地域住民、他地域からの就学者、異年齢児童生徒との交流)において、「地域住民の方々の学校への積極的な参画を期待できる」と記載があるが、地域住民の方々の学校への積極的な参加はできるのか。また、積極的な参加によって、子どもたちの学びの場としての学校より、地域コミュニティの役割としての学校という形になってしまう危険性があるのではないか。</p>	<p>地域住民の方々の学校への参画の方法は様々あると考えられるとともに、そもそも適正規模・適正配置については、児童生徒の学びの環境の改善を検討の中心の視点とすることや学校が児童生徒の学びの場であるということ、本議論のまとめ素案の中でも示しております。</p>
	<p>「小規模校で学ぶ児童生徒の課題</p>	<p>「児童生徒の課題」に係る記載について</p>

	<p>として、多様な意見・考え方に触れる機会が限定されることが挙げられるが、このような地域住民の方の協力を得ることにより、児童生徒が異年齢の多様な考えに触れる機会を得ることが期待できる」と記載があるが、児童生徒によって生じている課題ではないため、「小規模校ではその環境により多様な意見・考え方に触れる機会が限定されるといった課題が生じやすい」という表記にするべきではないか。</p> <p>また、児童生徒同士の交流と地域住民の方との交流では、得られるものが異なるため、完全な代替とするのは困難であり、近くの学校との交流などを盛り込んでもよいのではないか。</p>	<p>ては御指摘を踏まえて修正を行います。</p> <p>また、この項目では、地域住民、他地域からの就学者、異年齢児童生徒との交流について示しており、近くの学校との交流については、学年分校や統括校長の導入の項目で複数校の連携について示しております。</p>
	<p>児童生徒の交流におけるICTの活用に関する記述を、より積極的に盛り込むべきではないか。また、教職員の育成において教員同士のネットワーク作りにおいてもICTを活用することができるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正を行います。</p>
	<p>「社会性の涵養」という表現は、抽象的かつ観念的な表現で、読み手が想像する「社会」の姿によって、言葉の持つ理解がいかようにも変化してしまう恐れがあり、具体的な説明に修正すべきではないか。</p>	<p>「社会性の涵養」は平成27年手引きに記載されています。</p>
	<p>「切磋琢磨」という四字熟語は、学校教育活動の内実を的確にとらえるうえで、観念的かつ抽象的な概念であり、これからの時代により即した用語に変更すべきではないか。</p>	<p>「切磋琢磨」は平成27年手引きに記載されていることから、引き続き使用しております。</p>
	<p>(学年分校や統括校長の導入)の</p>	<p>教育長と首長のリーダーシップは</p>

	前に、（教育長と首長のリーダーシップ）という項目を設けて、小規模校での教育活動を充実させている事例に触れながら、教育長と首長の果たす役割について明記すべきではないか。	小規模校を存続させる場合に限らず重要なことであり、教育委員会の役割や教育委員会と首長部局の連携については本議論のまとめ素案の中で示しております。
	小規模校の影響として組織がフラットになりやすいとあるが、この文脈では、フラットの意味合いや文意がわかりにくい。	意味が明確になるように修正を行います。
	「地域内の児童生徒が不在となる場合、廃校とせずに当面の間、休校とする判断が選ばれることがある」とあるが、当面の間の指すところが曖昧である。期間を具体的に定義すべきではないか。	学校によって休校の期間は様々な場合が考えられ、休校となった際に期間が明確に定められていないこともありますので、期間を具体的に定義することは困難です。
	都道府県の役割として、市町村教育委員会が住民側との対話の場に入ることを明示すべきではないか。	本議論のまとめ素案の中でも、御指摘の「学校・地域の将来については当該町村が責任を持って主体的に考えるものであることは当然の前提であるが、そのことは都道府県の支援や関与が消極的でよいということの意味せず、都道府県においても我が事として捉え、市町村と伴走する姿勢が極めて重要であることを明確化すべきである」という記載に加え、都道府県の指導、助言、援助について示しております。
4. 文部科学省において取り組むべき事項について	「文部科学省において取り組むべき事項」の一つとして挙げられている「財政的支援の確保」について、そのタイトルと内容が合致していないのではないか。本文では文部科学省による諸支援や情報共有等が具体	学校を統合する場合の施設整備やスクールバスの導入、教員定数等の支援等という財政的支援を示しております。また、ここでの情報共有は、財政的支援に関するものになりますので、タイトルとも相違はないも

	<p>的な記述がなされているが、財政的支援については直接的に触れられてなく、タイトルあるいは内容を適正化すべきではないか。</p>	<p>のと認識しております。</p>
	<p>学校の適正規模・適正配置に関して、単なる効率化に留まらず、ICT活用や少人数教育の利点を生かした「令和の日本型学校教育」の具体化を強く求める。特に遠距離通学となる児童生徒への支援や、地域コミュニティの拠点としての学校機能の維持について、国としての財政的・制度的保障を明記すべきではないか。</p>	<p>本会議においても「児童生徒の教育条件の改善の観点が学校の適正規模・適正配置の検討の中心である」ことを基本的な考え方とする平成27年手引きの考え方は引き続き妥当であるとされており、その考え方は議論のまとめ案にも明示しております。本議論のまとめ案の中でも、「財政的支援の確保」として、引き続き、学校を統合する場合の施設整備やスクールバスの導入等の支援を行うことを示しております。</p>
5. その他	<p>例えば、養護教諭や学校事務や専任教頭を配置することができるような教職員定数の見直しについてなど、教職員定数についての具体的な提言が必要ではないか。</p>	<p>今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

※なお、上記の御意見の他に、今回の議論のまとめ素案に直接関係のない御意見を3件いただきました。